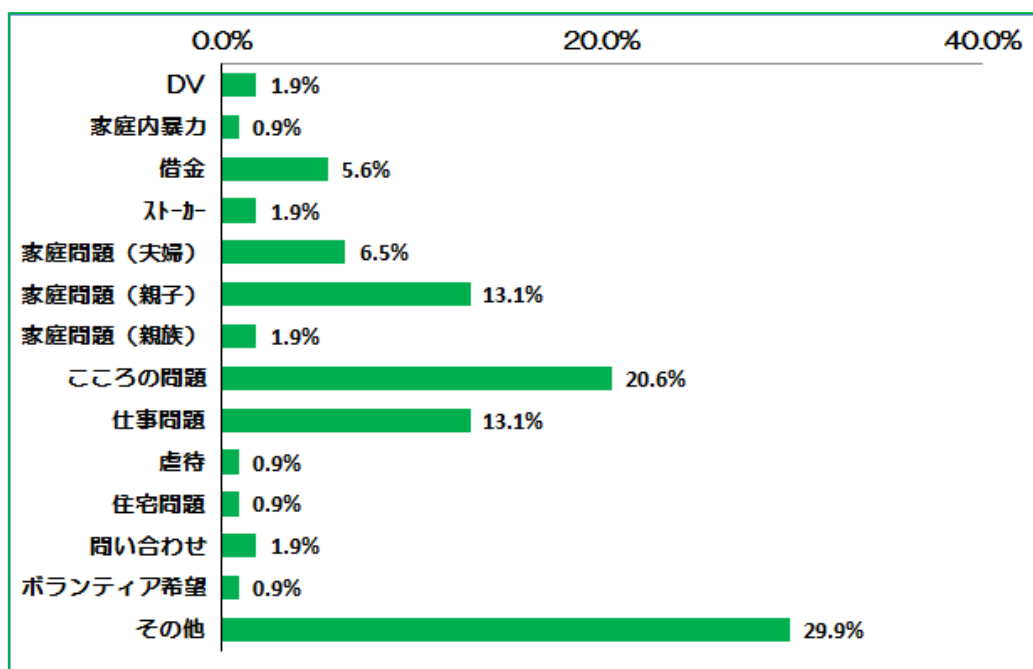


【2014年7月の相談レポート】～7月は“お金に関する相談”～



私たちの生活の中で切り離す事の出来ないものの中に、「お金」の存在があります。この「お金」にまつわる悩みごとや相談は幅広く、借金だけに限りません。7月最も多かった「その他」の中には、お金にかかわるギャンブルや買い物、詐欺などの問題が特に目立ちました。

ストレス発散として衝動的にカードで高額な買い物を繰り返してしまう…、手元があればあるだけギャンブルにお金を注ぎ込み、なくなると借金をしてでもその行為を止められない…その結果として生活費が底をつき、月末には家賃も払えない…等の状況が発生します。

また、過去に消費者金融(サラ金)から借入していた方のもとに、「聞いたこともない債権回収会社から電話や督促通知が来る」という相談も何件かありました。過去に借入していた消費者金融またはそこから債権譲渡された債権回収会社から督促通知が来たことに驚き、「支払いをしたほうがいいか？」という相談です。

こういうケースではまず、相手方債権者に対して「消滅時効援用通知書」を出すことにより請求を止めることが可能となる場合があることを説明します。この書面は自分で作成するか、行政書士や司法書士または弁護士に相談し、相手方との間で書面のやり取りを依頼する方法があることもお伝えします。個人のケースによって対応方法は異なりますが、今後も問題解決に向けての方法を相談者さんと共に模索していきます。

～悩みごとや困りごとがありましたら公益社団法人日本駆け込み寺へ～

ご相談は、以下の電話番号からどうぞ。

◆新宿歌舞伎町駆け込み寺:03-5291-5720 ◆仙台国分町駆け込み寺:022-395-7740